

平成12年9月1日(金曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤頴男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	井上勝	議員	21番	那須稔	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	22番	遠藤聖作	議員
-----	------	----	-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第1号

第3回定例会

平成12年9月1日(金)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 議第 70号 表彰について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 報告第 7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 9 報告第 8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 10 認第 1号 平成11年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 11 認第 2号 平成11年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 12 議第 71号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 13 議第 72号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 14 議第 73号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 15 議第 74号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第 75号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第 76号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
- ” 18 議第 77号 寒河江市福祉事務所設置条例の一部改正について
- ” 19 議第 78号 社会福祉法人に対する補助に関する条例の一部改正について
- ” 20 議第 79号 寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
- ” 21 議第 80号 市道路線の認定について
- ” 22 議第 81号 字の区域及び名称の変更について
- ” 23 請願第 9号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国
庫 負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- ” 24 陳情第 2号 青少年健全育成法の制定を求める意見書提出についての陳情書
- ” 25 議案説明
- ” 26 監査委員報告
- ” 27 質疑
- ” 28 予算特別委員会設置
- ” 29 決算特別委員会設置
- ” 30 委員会付託
- 散 会

平成12年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第3回定例会日程

平成12年9月第3回定例会
平成12年9月1日(金)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 1日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、表彰議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会 付 託 案 件 審 査	議 場
9月 2日(土)		休 会		
9月 3日(日)		休 会		
9月 4日(月)		休 会		
9月 5日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(木)		休 会		
9月 8日(金)		休 会		
9月 9日(土)		休 会		
9月10日(日)		休 会		
9月11日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
9月12日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月13日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより平成12年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は渡辺成也議員、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、8月29日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番高橋秀治議員、15番伊藤 諭議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から9月13日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第4、議第70号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第70号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の興隆、発展に寄与され、市政に功労のあった方々について表彰を行うため、本市の表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

加藤昇二氏は、昭和32年10月から42年余の長きにわたり寒河江市消防団員として市民の安全な生活確保に尽力され、中でも昭和57年4月から18年間は同副団長として団長を補佐し、各分団の組織の強化と団員の資質の向上に、さらには住民を対象とした防火訓練の実施など、市民消防の意識高揚に大きく貢献されました。

故小関功彦氏は、昭和49年に本市に医院を開業以来、地域医療の発展に貢献され、平成6年4月からは寒河江市西村山郡医師会会長として西村山地区1市4町が一体となった訪問看護ステーションの設置・運営に尽くされるとともに、本年4月から始まった介護保険にあつては、介護認定審査会の西村山地域での共同設置を実現されるなど、保健・福祉・医療が三位一体となった医療・福祉の実現に大きく貢献されました。

2氏の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりであります。

なお、故小関功彦氏につきましては、追彰しようとするものであります。

また、この件につきましては、去る8月7日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申し上げます。

以上よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第70号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第70号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第8、報告第7号から日程第24、陳情第2号までの17案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第25、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず初めに、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年6月5日午後8時ころ、市内大字田代地内において市有小型動力ポンプ積載車の公務運行中、停車していた車に接触し損傷を与えた事故について、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第8号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年5月中旬ころ、市立病院北側職員駐車場において、病院の焼却炉からの粉じんが飛散して降りかかり医師の車に損傷を与えた事故について、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。

次に、認第1号平成11年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の市立病院事業は、疾病構造の変化に伴う地域住民の高度化・多様化する医療ニーズにこたえ、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として医療施設の改善、高度医療器械の導入等、質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、市内で初めてMRI撮影装置を設置するとともに、最新式ヘリカルCT装置への更新や超音波診断装置の新規導入など、受診動向に即した医療機器整備に努め、診断・治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

また、地域内医療機関からのMRI撮影の紹介患者を引き受けるなど、医療機関相互の連携強化と地域医療の充実に努めてまいりました。

経営面では、入院収益、外来収益とも増加し、医業収益は前年度対比で7.2%の増加となりました。

一方、医業費用では、材料費は増加しましたが、人件費上昇が小幅であったことや減価償却費の減などにより4.3%の増加にとどまり、収益的収支では6,853万7,644円の純利益の計上となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は24億8,168万4,368円で、そのうち医業収益は22億7,061万2,314円、医業外収益は2億1,107万2,054円であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は1億5,164万7,351円の増加で7.2%の増、医業外収益は893万6,708円の減少で4.1%の減、病院事業収益では1億4,271万643円の増加となり6.1%の伸びとなりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は24億1,314万6,724円で、そのうち医業費用は23億4,133万9,156円で、医業外費用は7,180万7,568円であります。対前年度比較では、病院事業費用は9,247万4,488円の増加、4.0%の伸びとなりました。これにより収益的収支において、収入が支出を上回り6,853万7,644円の純利益となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入については2億2,602万5,000円で、うち企業債が1億9,140万円、他会計負担金2,150万円、補助金1,312万5,000円であります。

支出については2億9,798万1,367円で、内訳は建設改良費2億924万950円と企業債償還金8,874万417円であります。

その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は7,195万6,367円となりますが、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書では、経常収益24億8,168万4,368円に対し、経常費用24億1,314万6,724円となり、6,853万7,644円の経常利益となりました。

剰余金計算書については、繰越欠損金は9,947万5,949円でしたが、当年度純利益が6,853万7,644円となり、当年度未処理欠損金は3,093万8,305円となりました。

欠損金処理計算書についてであります。当年度未処理欠損金3,093万8,305円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

その他、資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。今後とも経営の健全化と医療サービスの向上に努めてまいり所存であります。

次に、認第2号平成11年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の水道事業は、効率的な事業運営による健全経営の維持、良質な水道水の安定供給の確保、及び水道水の有効利用の一層の促進を重点目標に掲げ運営してまいりました。

このため、建設改良事業では、施設の維持補修、自己水源の保全管理及び漏水調査の実施などにより経営基盤の補強を図りながら、国庫補助制度などを活用した石綿管更新事業の計画的な推進と、公共事業である下水道整備等に並行しての配水管の布設あるいは布設がえなど配水管網の整備に積極的に取り組み、市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

また、財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全財政の維持に努めてまいったところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、平成11年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。収入面では公共下水道の普及に伴う生活水準の向上及び住宅建築による給水件数の増加、並びに夏期の猛暑による使用水量の増加などにより予定以上の給水収益を得ることができ、水道事業収益総額は12億605万9,046円で、対前年度比1.5%の増となりました。

一方、支出面では、送・配・給水管漏水修繕工事や受託工事などの減少により、水道事業費用総額10億5,814万7,737円で対前年度比4.0%の減となりました。

この結果、収益的収支では差し引き1億4,791万1,309円収益が費用を上回るところとなり、純利益として1億2,923万2,683円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は企業債、工事負担金及び石綿管更新事業に対する国庫補助金で、収入総額は2億4,771万2,250円となりました。支出は建設改良費3億9,567万6,773円、企業債償還金1億840万8,668円で、支出総額は5億408万5,441円となりました。

この結果、資本的収支では差し引き2億5,637万3,191円の資金不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金3,340万6,257円、当年度分損益勘定留保資金1億9,446万3,534円、建設改良積立金1,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,850万3,400円で補てんいたしました。

次に、平成11年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は2億1,989万560円ですが、このうち減債積立金に3,000万円、建設改良積立金に1億4,000万円を処分しようとするものであります。

その結果、4,989万560円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

その他、剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況等については、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表

に記載のとおりであります。

以上、2件の決算について、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第71号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金及び児童手当の追加計上を初め、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金の減額等を計上するとともに、国庫補助事業の内示に伴い、歳入予算の調整を行うものであります。その結果、3億 196万 6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 153億 5,430万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第1款議会費については、調査旅費を 140万円追加計上するものであります。

第2款総務費については、市国際交流補助金60万円を追加計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、義務教育就学前の幼児を対象とする児童手当 4,016万円を追加計上するのが主なものであります。

第4款衛生費については、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された 1億 7,028万 7,000円を追加計上するほか、市民浴場用地購入費として 2,001万 9,000円を計上するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、中山間地域等直接支払交付金 2,000万円及び国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金 255万 2,000円を計上するのが主なものであります。

第7款商工費については、市産業立地促進資金貸付金として 8,470万円を追加計上するとともに、観光地美化委託料 145万円を計上するものであります。

第8款土木費については、除雪機械洗車場設置費 600万円を計上し、街路関係事業に 4,796万 6,000円、市営住宅整備事業に 900万円を追加計上するとともに、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金を 1億 4,034万 1,000円、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金を 772万円、それぞれ減額するのが主なものであります。

第10款教育費については、各小中学校の施設整備事業費 861万円を追加計上するとともに、市民文化会館舞台改修事業費 920万円を計上するのが主なものであります。

第11款災害復旧費については、鶯沢川災害復旧事業費として 770万円を計上するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、地方交付税 1億 3,304万 5,000円、県支出金 2,739万 2,000円、諸収入 8,470万円等をそれぞれ追加するとともに、国庫補助事業の内示に伴い国庫補助金と市債を調整し対応することにいたしました。

第2表債務負担行為補正については、醍醐小学校改築基本設計業務委託事業を追加するものであります。

第3表地方債補正については、まちづくり総合支援事業の地方債を追加するとともに、臨時市道整備事業の地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議第72号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示による事業費の追加、及びこれに伴う歳入歳出予算の調整を行うものであります。その結果、4億 1,200万 9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億 1,350万 9,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、委託料に営業補償調査及び建物等移転補償費再積算業務委託料の追加を初めとして 4,399万 1,000円を計上するとともに、補償補てん及び賠償金に 3億 8,510万 3,000円を追加計上し、事業費の調整として工事請負費を 1,907万 2,000円減額するのが主な内容であります。

この歳出予算に対する歳入予算については、国庫支出金 2 億 3,035万円、市債 3 億 2,200万円を追加し、繰入金 1 億 4,034万 1,000円を減額し対応するものであります。

第 2 表債務負担行為については、駅舎等 J R 施設移転補償について限度額 8 億 8,617万 2,000円の債務負担行為を設定するものであります。

第 3 表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第73号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示に伴い管渠建設事業費を追加計上するものであります。その結果 940万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億 630万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、特定環境保全公共下水道管渠建設費に 1,000万円を追加計上し、予備費を60万円減額するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫補助金 500万円、市債 440万円を追加計上するものであります。

第 2 表地方債の補正については、特定環境保全公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第74号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、療養給付費交付金等の返還金として 8,403万 9,000円、及び病院施設事業繰出金として 105万円をそれぞれ追加計上するほか、介護保険導入による保険税の収納対策経費として 740万円を計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 105万円、繰越金 8,403万 9,000円を追加し、さらに連合会支出金 740万円の計上をもって対応することにいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は27億 5,058万 9,000円となるものであります。

次に、議第75号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、建設改良事業の医療機器購入事業費を追加するため所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の大要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量については、医療機器及び備品購入事業を 8,795万円に改めるものであります。

第 3 条の資本的収入及び支出については、企業債 5,590万円、補助金 105万円を追加し、建設改良費を 5,695万円追加するものであります。

第 4 条の企業債については、起債の限度額を改めるものであります。

次に、議第76号寒河江市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

民法の一部改正により後見制度が改められ、補助、保佐、後見の 3 類型の制度となったことに伴い、聴聞の主宰について所要の改正をしようとするものであります。

議第77号寒河江市福祉事務所設置条例の一部改正、議第78号社会福祉法人に対する補助に関する条例の一部改正、及び議第79号寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について関連がありますので一括して御説明申し上げます。

社会福祉事業法の一部改正により法律の題名の改正などに伴い、各条例で引用している規定について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第80号市道路線の認定について御説明申し上げます。

一般県道日和田松川線の道路改良事業に伴い県より移管になる路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住

民生活の向上に寄与しようとするものであります。

次に、議第81号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査を白岩地区及び宮内地区の一部について実施してまいりましたが、これらの調査区域の中で飛び地や混在する字界について整然とした字の区域に変更し、行政の簡素化と住民の土地の利便を図ろうとするものであります。

以上、11案件について御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

監査委員報告

佐竹敬一議長 日程第26、監査委員報告であります。

なお、明細につきましては、後日開催されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いいたします。

安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして私から、平成11年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

第1、審査の対象になりました会計は、平成11年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成11年度寒河江市水道事業会計決算の2会計決算であります。

第2、審査の方法であります。平成12年6月12日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財務状態が適正に表示されているか、計数に誤りがないかを重点的に会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じ関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品については、本年3月31日に行った実地棚卸しに立ち会い現物の確認をいたしましたが、現金、預金の残高確認、証書類の検査については、別の法の規定に基づく例月出納検査で実施しておりますので、省略いたしました。

第3、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を分析した結果につきましては、後日開会されます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承をお願いいたしまして報告を終わらせていただきます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第27、これより質疑に入ります。

報告第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 監査委員にお尋ねしたいわけではありますが、この決算書あるいは監査委員の意見書を見ましても、職員の企業経営意識の向上に向けて取り組まれているというふうなことが載っているわけではありますが、この決算書の中で一時借入金 9,000万円、入りと出とあるわけではありますが、前の決算の際も申し上げておるんですが、病院の一時借入れ、これは一般会計から借入れをして 9,000万円借りているわけですけれども、金利がゼロと。

普通、市立病院でなくて個人病院の場合には金融機関から1日たりともお金を借りれば金利がつくわけです。しかし、市立病院の場合、企業会計に病院会計がなっっているながら、一般会計の方から借入れをして金利がつかないというのは、これはやっぱり経営として独立した会計を持っている病院経営としては非常に甘いのではないかとこのように前にも指摘しています。

したがって、この点について監査委員の見解はどういうことなのか、お聞かせをいただきたい。はじめはきちっとすべきだというふうに私は思うんです。企業会計と一般会計とのけじめですからね。こういうことについての監査委員の御見解をお聞かせをいただきたい。これは過去にも何回か指摘をしているんです。

佐竹敬一議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 お答えいたします。

ただいまの御指摘につきましては、議員のおっしゃることももっともでございますけれども、病院事業会計につきましては公営企業法の中でいわゆる法定事業という位置づけにございません。

と申しますのは、議員も御案内のとおり、病院事業というのは非常に公共性の高い、それから採算ベースにのらないとか、あるいはそういうふうなもので、いわゆる一般行政の一部という位置づけがございます。そういうようなことで、いわゆる採算ベースを100%期待している公営企業につきましては、議員のおっしゃるような金利の支払いとかそういうものも出てくるのは当然かと思っておりますけれども、そういう公共性の強い採算ベースにのらない部分という観点から申しましても、一時借入れの金利のなし、利子を払っていないということにつきましては正当なものというふうに私どもは認識しております。

と申しますのは、公営企業法の会計の中でも、いわゆる一般会計負担分という会計の負担の原則がございまして、それは一般会計が負担する分については限定列挙の形になっておりますけれども、そういうふうなことも含めまして、精神的にはいわゆる100%独立採算制を求める事業というふうな認識でないという部分で金利の免除は適法かと考えております。

佐竹敬一議長 川越議員。

川越孝男議員 確かに、市立病院というのは公的な意味合いが強いわけです。したがって、一般会計から繰り出しをして病院会計の方に出しているわけです。そういう部分はそういう部分で、そういう手続を踏みながらきちっとやっているわけです。病院を運営していく上での金というのは、もう少しやっぱりけじめを持つべきだ。違法だか適法だかという部分では、今監査委員が指摘したようなことだというふうに理解はしますが、しかし、けじめをしていかないというと、安易にその部分を一般会計から運営する金もでき

るんだというふうになった場合に、問題があるというふうには指摘をしておきたいと思います。

したがって、今後はそういう部分は、できるだけけじめを持っていくと。水道事業にしたって皆同じですよ、公共性というようなことからすればね。

したがって、特に公共的なそういう経営に対しては今いろんな分野から今日的な情勢からしても厳しい指摘がありますので、けじめをきちっとしていくというふうなことで、さらに指導なり、あるいは研究をしていただいて指導を強めていただきたいというふうには要望しておきます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2点お尋ねをしますが、1点は内科の入院外来の患者数が、前年度と比較をして入院が相当減っているというふうな状況がございます。その主な要因はどのようなものがあるのか、ひとつお伺いをしたいというふうに思いますし、それからもう一つは、各業務委託がなされているわけでありまして、例えばエレベーターの保守点検で年間310万円ほど契約金額がなっているわけでありまして、どのような点検内容になっているのかお尋ねをしたいというふうに思いますし、それとあわせて関連をしますが、この庁舎内でもエレベーターがあるわけでありまして、これは財政課になるのかわかりませんが、その関係法令がどのようになっているのか、おわかりになればお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 病院事務長。

布施崇一病院事務長 ただいまの二つの質問ですが、入院患者の減少ということでありまして、現在、医学の進歩といえますか急激に発展しておりまして、疾病の発症のメカニズムの解明とか治療あるいは予防の確立が近代化されております。それによりまして、従来のような形での病名の究明のための入院期間が非常に短くなっていることとか、治療に対する期間が大変短くなっております。

市立病院の入院患者数の動向を見ますと、過去5年間では60歳未満の入院患者の動向でありますけれども、約30%、60から70歳までが20%、70歳以上が50%と、過去5年間の入院の動向を見ますと、ほとんど変わっておりません。

内科につきましては、見ますと年々減っておる状況ですけれども、やはりこれは内科の医師の不足ということが挙げられると考えております。今後、内科の方の医師の充実を図っていきたいと思っております。

また、エレベーターの保守関係でありますけれども、現在、市立病院には旧病棟に患者用のエレベーター1基と給食用のエレベーター1基、あるいは新館につきましても患者さん用が1基と給食用の大きいエレベーターが1基あります。それぞれ一括して委託保守を受けておりますけれども、毎月点検あるわけですけれども、備品の修理とかそういうものも一切含まれておりまして、そのような保守点検料になっているところであります。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 エレベーターの管理に関する法律というようなことですが、直接関係する法律はちょっと手元に資料がないのでわかりませんが、一般的にはビルの管理に関する法令の中で、エレベーターに限らず電気であれボイラーであれ、法の定めに従ってそれぞれ管理を委託しているところでございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第76号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第80号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第81号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第28、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第71号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第71号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第29、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22名を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第30、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第76号、議第79号、議第81号
文教経済委員会	請願第9号、陳情第2号
厚生委員会	議第74号、議第75号、議第77号、議第78号
建設委員会	議第72号、議第73号、議第80号
予算特別委員会	議第71号
決算特別委員会	認第1号、認第2号

散 会

午前10時19分

佐竹敬一議長 本日はこれで散会いたします。
大変御苦労さまでございました。